

令和8年度事業計画

I 事業

1 瀬戸内海の環境保全・創造に関する普及啓発、活動支援及び情報収集・提供

(1) 普及啓発・活動支援

① 瀬戸内海環境保全月間事業の展開

瀬戸内海の環境保全意識の高揚を図るため、次の事業を実施する。

ア 令和8年度瀬戸内海環境保全月間（期間：令和8年6月1日～30日）の実施

環境省が毎年6月に実施する「環境月間」にあわせ、国、関係府県市、関係各種団体、関係企業などとの連携・協力のもとに、瀬戸内海の保全に関する広域的なキャンペーン活動を展開する。

イ 令和8年度瀬戸内海環境保全推進ポスターの配布・掲示

令和7年度に公募し、選定された最優秀作品を令和8年度瀬戸内海環境保全推進ポスターとして作成、関係機関に配布し、広く掲示する。

ウ 令和9年度瀬戸内海環境保全推進ポスター募集・選定

令和9年度瀬戸内海環境保全月間に向け、ポスターの原画を募集し、入選作品を選定する。（募集期間：令和8年6月1日～11月30日の予定）

② 瀬戸内海環境保全への支援

ア 「里海づくり」支援事業の展開

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全意識の啓発、理解及び活動参加の推進を図るため、会員府県市が実施する事業に対する資材提供や資金助成を実施する。（協会会費の10%以内）

（ア）資材提供

- ・自然観察会や体験的学習等
- ・環境ボランティア等の人材育成事業

（イ）資金助成

- ・海洋プラスチックごみ対策事業

イ 環境保全事業への支援

清掃活動や普及啓発活動等、漁業団体や環境衛生団体が実施する各種環境保全・創造活動事業に必要な経費を助成する（5.6万円/団体が限度）。

③ 環境保全研修の実施

ア 瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム研修の実施

瀬戸内海を豊かで美しい里海にするためには、様々な環境技術の継承や知識が求められており、新たに水環境保全業務に従事する職員を対象に、瀬戸内法や環境技術等、瀬戸内海の新たな取り組みについて、研修を行う。

- ・場 所：兵庫県内
- ・時 期：10月の初・中旬の3日間（2泊3日）
- ・定 員：30名程度
- ・内 容：講義、現地研修及び班別討議

イ 瀬戸内海的环境保全に関する各団体合同研修会の開催

当協会設立の原動力の一つである環境衛生団体と連携を継続・維持していくため、同団体の合同研修会を共同で開催する。

ウ 瀬戸内海的环境保全に関する賛助会員等研修会の開催

当協会の賛助会員であり、瀬戸内海的环境保全に取り組んでいる企業間のネットワークづくりの場として、企業ニーズを踏まえながら研修会を実施する。

- ・現地研修・研修会（座学）：各1回

エ 特別講演会の開催

令和8年度定時総会の終了後に、同じ会場で特別講演会を開催する。

- ・場所：神戸市内
- ・時期：令和8年5月

④ 環境保全事業への参加・協力

ア 環境イベントへの参加・協力

他団体が主催する環境イベントにおいてパネル等の展示、資料配布、啓発物品等の配布を行い、瀬戸内海的环境保全の普及・広報に努める。

イ 会員等主催事業への支援

会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業へのパネル（瀬戸内海環境保全推進ポスター原画、里海・瀬戸内海フォトコンテスト入選作品等）の貸出、画像データの使用許諾などの支援を行う。

ウ 環境NGO・NPOとの連携・支援

瀬戸内海的环境保全等に努める環境NGO・NPOとの連携や支援を行う。

⑤ 瀬戸内海を理解と魅力向上事業

令和4年度に作成した、一般の方が瀬戸内海に関心を持ってもらうためのWeb対応が可能な普及啓発用教材を会員、一般市民が利用、活用できるよう周知する。

⑥ 瀬戸内海環境保全に関する関係府県市・団体との連携

ア 瀬戸内海環境保全知事・市長会議等との連携

瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念に基づき、豊かで美しい瀬戸内海の実現をめざし、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と連携して、瀬戸内海の広域的な課題の解決に向けた調査・研究に取り組むための国に対する提案や種々の取組みを進める。

イ 瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議（平成25年4月1日設立）の事務局を担うとともに、研究会議が行う「瀬戸内海研究フォーラム in 京都」の開催（令和8年9月3日（木）～4日（金））、ワークショップ等の事業の運営推進について支援・協力を行う。

ウ 国際的な活動への協力

（公財）国際エメックスセンターが行う国際的な行事について、協力を行う。

⑦（公社）瀬戸内海環境保全協会設立50周年記念事業

公益社団法人瀬戸内海環境保全協会は、昭和51（1976）年12月22日に設立総会が開かれ、翌年の同52（1977）年1月25日に内閣総理大臣の設立許可を受け、同1月27日、社団法人瀬戸内海環境保全協会として発足した。

令和8（2026）年度が法人としての発足50周年を迎えることから、設立50周年記念事業を行う。

- ・開催日：令和8年11月13日（金）
- ・場 所：神戸ポートオアシス 多目的ホール
- ・テーマ：50年後も世界に誇れる“SETOUCHI”に
- ・内 容：表彰、新・せとうち風景30選の発表、講演、トークセッション

(2) 情報共有・発信事業

瀬戸内海の環境保全にかかる現状や、瀬戸内海のあり方、行政施策に関する情報を収集し、今後の施策や事業の連携、協調を図るため、府県市、漁業団体、環境衛生団体等の会員をはじめ、関係する市民等に広く情報を発信し共有する。

また、協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進を図るため、研修会の充実やセミナー等での広報に努める。

① 総合誌「瀬戸内海」の発行・配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を発行し・配布するとともに、協会ホームページに掲載する（1年間は会員のみアクセスを限定）。

- ・発行回数：年2回（6月、3月 350部）
- ・無償配布：会員団体
- ・有償配布：年間購読者等

② 資料集「瀬戸内海の環境保全ー令和8年度版ー」の作成

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、資料集「瀬戸内海の環境保全ー令和8年度版ー」を作成し、ホームページに掲載する（1年間は会員のみアクセスを限定）。

③ 協会ホームページによる情報の発信

瀬戸内海の環境保全に関する環境学習情報等を更に広く、容易に入手できるようにするとともに、会員の利便性向上のための会員専用ページの設定など、令和

3年度に協会ホームページのリニューアルを行った。このホームページを活用し、情報の発信を充実していく。

④ メールマガジンによる情報の発信

会員府県市、漁業団体、環境衛生団体及び協会が有するトピックスを収集し、情報共有や施策立案等だけでなく、会員を通じた普及啓発に資する情報発信を行う。

2 瀬戸内海的环境保全・創造に関する調査・研究事業

(1) 調査・研究事業

豊かで美しい瀬戸内海実現に資する調査・研究事業について、環境省等からの受託など外部資金の獲得を通じて実施する。

II 一般事項

1 会議等の開催

(1) 定時総会

- ・時期：令和8年5月下旬
- ・議事：令和7年度事業報告及び決算、令和8年度事業計画及び収支予算等

(2) 理事会

- ・時期：年2回（令和8年5月、令和9年3月の予定）
- ・議事：総会付議事項及び業務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

- ① 企画委員会 年4回（令和8年5月、9月、12月、令和9年2月）
令和8年度における協会の事業推進並びに設立50周年記念事業のための検討及び令和9年度事業計画の検討・企画を行う。
 - ② 編集委員会 年2回（令和8年10月、令和9年3月）
協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、掲載内容の検討を行う。
 - ③ 賛助会員部会 年2回（令和8年8月、令和9年2月）
協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。
- #### (4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回（令和9年2月頃）
- 会員に対する協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

2 専門委員の委嘱

企画委員、編集委員、賛助会員部会委員を委嘱する。